

## 「仙台市いじめ防止基本方針」の改定について

### １ 概要

「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、平成 26 年 3 月 26 日に策定。その後、国のいじめ防止基本方針の改定（平成 29 年 3 月 14 日）、仙台市いじめの防止等に関する条例（以下「市条例」という。）の制定等に合わせ、平成 31 年 4 月 1 日に改定を行っている。

この間、本市のいじめ防止等対策における取組の充実や見直し、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）の改訂等があったことから、令和 7 年 4 月 1 日付で改定を行った。

### ２ 主な改定内容

#### （１）本市のいじめ防止等対策の更新（実施している取組の反映）

- ・各学校から教育委員会へのいじめ事案の定期報告頻度の見直し（年 4 回から毎月に変更）
- ・学校内でのいじめに係る情報共有時における、学校いじめ防止等対策委員会の迅速な開催
- ・学校課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築を図るため、各校に導入されたコミュニティ・スクールの活用
- ・いじめの早期発見や対応につなげるための I C T の活用推進（定期的なアンケート調査や相談窓口周知への活用等）
- ・相談窓口の拡充（仙台市いじめ等相談支援室（S－K E T）の開設）
- ・市民向け広報啓発の充実（仙台市いじめ防止等対策ポータルサイトはじめのいっぽ開設・活用）

#### （２）その他の更新

- ・重大事態の再調査に関する引用部分（改訂後の国重大事態ガイドラインの文言に修正）
- ・学校外（塾やスポーツクラブ等）でのいじめに関する対応

#### （３）表記の見直し

- ・「被害・加害」の表記：「被害児童生徒、被害者、加害児童生徒、加害者」などを「いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒」に見直し  
※法令の引用部分等については、見直しを行わない
- ・「子供」の表記：「こども」に統一